



大桑村職員措置請求書

志守 林 瑠

大桑村長（委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求の要旨

1 請求の要旨

- (1) 令和6年度の国土調査の予算において、人件費1人分が計上さざれ、他の事業の人件費として執行されていることが令和7年9月議会で明らかになった。地方自治法では、予算は定められた目的に従って適正に使用されなければならないとされている。
国土調査の予算として計上されたものが、実際には別の事業の人費に充当されている場合、この原則に抵触し違法であると思料する。
予算の流用は、議会の承認が必要であるとされている。しかし、令和6年度の国土調査の予算の人件費の他事業への流用について、事前に議会の承認は得ていない。
- (2) 令和6年度の国土調査の人件費は、目的外使用を前提とした違法な予算計上と支出である。この人件費の目的外使用は、令和6年度だけでなく、長年、繰り返されてきている。
予算の目的外使用で、違法な支出であると知りながら支出した者、あるいは、国土調査事業の執行責任者である建設水道課長は、地方自治法243条の2の8の賠償責任を負うものと思料する。
- (3) 6月議会及び9月議会の国土調査に係る議員の一般質問に対して、必要性も費用対効果も経済合理性についても十分な説明できていない。この国土調査は、税金の無駄遣いといえる。

【山林の国土調査が費用対効果も経済合理性もないことについて】

- (1) 令和6年度一般会計歳入歳出決算書では、1,307万円の国土調査（山林26ha）となっているのに、令和6年度決算に係る主要な施策の成果に関する説明書の23ページでは、○国土調査事業・地籍調査業務（殿23区・24区）638万円（国庫補助金477万円 村単費161万円）となっている。
決算書の1,307万円と説明書の638万円との差額669万円は、他事業の人件費として目的外使用されたものである。
殿23区・24区山林26haの固定資産税評価額（土地の総額）は、わずか312万円である。その土地評価額の約2倍もの費用をかけて行う国土調査の必要性、費用対効果及び経済合理性の説明ができていないこと。
- (2) 国土調査は、国の補助金があるが、村単費を829万円支出している。この村

単費 829 万円で山林は 70ha 購入できる。26ha の国土調査をするより、山林、70ha を購入した方が村にとって有益であると考えます。また、多くの山林所有者も村が公有地化することを望んでいる。

(3) 大桑村の私有林全ての国土調査をするには 10 億円が必要であり、このペースで事業を実施した場合、100 年以上かかる計算になる。

国土調査は国の補助事業であるが、この事業が 100 年後も続いているとは思えない。村も国の補助金がなくなれば、すぐに止めることになる。途中で止めることになれば、国土調査をした地区としなかった地区の不公平が生じることになる。

従って、このような山林の国土調査は最初からするべきではなく、止めるべきであること。

【山林の国土調査の必要性がないことについて】

(1) 何のために山林の国土調査をするのか、その目的も理解もせず、必要性の検討もしないで、漫然と長年にわたり継続して実施されていることについて。

国土調査は土地の境界と面積を確定することで、土地の流動化を図るために必要な事業とされている。

しかし、大桑村の山林は、今は、ただでもいらぬといわれ、山林の土地取引など見込めない状況にある。

昭和 40 年代、山林が 1 町歩 500 万円で取引された時とは、今は、社会状況は大きく変わっている。山林の土地取引が見込めない今の社会状況において、山林の国土調査が本当に必要なのかの検討がされなければならない。

従って、国土調査の目的が不明で、その必要性も認められない現状では、国土調査の実施は不適切である。

(2) 山林の国土調査の必要性の理由として掲げる事項が必要性の理由として認められないこと。

① 所有者不明の土地の問題を国土調査の理由としていることについて

国土調査は、土地の境界と面積を確定するためにするものであり、土地の所有者を調査するものではないし、業者が所有者不明の土地の所有者が誰かを調査することはできない。

村は国土調査を受注した業者に事前に土地所有者の氏名と住所を提示することとなっている。そうしなければ、業者は土地所有者に境界立会のお願いの連絡ができないからである。

村には土地基本台帳があり、それにより土地所有者を把握し、固定資産税を課税している。

所有者不明の土地は、相続登記が何代かされないことにより発生するが、その相続人の把握は、住基ネットにより村が簡単にすることができる。

また、森林経営管理法では、所有者不明森林等に係る特例措置がある。

従って、所有者不明の土地の問題の解決に国土調査が必要であるとする説明は、何の根拠もなく、実施する理由とすることはできないものと思料する。

- ② 国土調査が、国、県等の土木事業の推進に役立っていると説明していることについて。

国、県等が土木事業を実施する場合、国土調査が実施されている箇所であっても、土地所有者及び隣接地所有者に境界立会を求め測量調査を実施し、事業用地面積を確定することになる。

また、令和6年度及び過去の国土調査実施地区（6区～22区）には、具体的な国、県等の土木事業は右岸道路以外予定されていない。

従って、国土調査が、国、県等の土木事業の推進に役立っているという説明は、間違った説明であり、必要性の説明の理由にはならないものと思料する。

- ③ 災害復旧の際の調査期間の短縮を国土調査を実施する理由としていることについて

土砂災害等の災害復旧において必要となるのは、罹災土地の所有者の氏名と連絡先であり、罹災土地の境界や面積ではない。災害復旧工事を実施するためには、まず、土地所有者の同意が必要だからである。

従って、災害復旧の際の調査期間の短縮を国土調査を実施する理由とすることはできないものと思料する。

- ④ 森林経営管理制度を推進するためには、国土調査の実施が必要であると説明していることについて

村は、森林経営管理制度を推進するためには国土調査の実施が必要であると説明しているが、森林経営管理制度では、国土調査の実施を事業実施の要件にはしていない。

森林経営管理制度では、まず、村が森林所有者に意向確認をすることになっている。南木曾町は、既に全山林所有者に意向確認の調査を実施したとのことであるが、大桑村はまだしていない。

林業が成り立たなくなってしまった現在、「これから大桑村の私有林をどのように守っていくか。」の議員の一般質問に対して、村は、この森林経営管理制度を活用して支援していくと答弁している。

しかし、村には、山林所有者に意向確認等のアンケート調査をする考えはないとのことである。森林管理制度に定められた森林所有者に対する意向確認もしないで、森林経営管理制度を活用して森林所有者を支援していくということはどういうことなのか理解できない。

大桑村の私有林は適切な管理がされず放置されている現状がある。このような現状において、村は、所有者に対して、森林経営管理制度の意向確認を積極的に実施し、森林経営管理制度を積極的に活用する必要がある。

従って、森林経営管理制度を推進するためには、国土調査が必要であると説明は虚偽の説明であり、詭弁である。

【Plan・Do・Sea・Check と公金を使用する職員の意識改革について】

(1) Plan・Do・Sea・Check による事業の改善・見直しの必要性について

事業等の実施に当たっては、Plan・Do・Sea・Check により、常に事業の見直し、改善に努めなければならない。また、前例踏襲で事業を漫然と繰り返してはならない。

(2) 公金を使う時は、自分のお金を使う時より大事に使わなければならない。

(職員の意識改革)

今回の山林の国土調査のように、「餅より粉が高い」費用対効果も経済合理性もないことに、自分のお金だったら、そのような支出は絶対にしないのに、公金となると、自分の腹は全然痛まないから平気でしてしまう。

「公金を使う時は、自分のお金を使う時より慎重に大事に使う。」という職員の意識改革が必要である。

2 請求者

・住所

・氏名(自署)

・連絡先

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

令和 7年10月29日

大桑村監査委員 様

(別紙)

- | | |
|-----------------------------------|----|
| 1. 令和6年度 決算にかかる主要な施策の成果に関する説明書(抄) | 1通 |
| 2. 令和6年度 大桑村一般会計歳入歳出決算書(抄) | 1通 |
| 3. 国土調査 殿22区～殿25区的位置図 | 1通 |

令和6年度 決算にかかる主要な施策の成果に関する説明書

1	令和6年度 大桑村一般会計歳入歳出決算	P.2~P37
2	令和6年度 大桑村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	P38~P39
3	令和6年度 大桑村後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算	P40~P41
4	令和6年度 大桑村簡易水道事業会計歳入歳出決算	P42~P43
5	令和6年度 大桑村農業集落排水事業会計歳入歳出決算	P44~P45
6	令和6年度 大桑村特定環境保全公共下水道事業会計歳入歳出決算	P46~P47

大 桑 村

(6) 建設水道課

○ 国土調査事業

- ・ 地籍調査業務 (殿 23 区・殿 24 区) 6, 380 千円
(国庫補助金 4, 770 千円)

○ 国庫補助道路維持事業

- ・ 橋梁法定点検事業 11, 959 千円

委託料 : 11, 517 千円 負担金 : 442 千円

財源内訳 国庫補助金 : 7, 221 千円

一般財源 : 4, 738 千円

- ・ トンネル法定点検事業 6, 609 千円

委託料 : 6, 545 千円 負担金 64 千円

財源内訳 国庫補助金 : 4, 104 千円

一般財源 : 2, 505 千円

- ・ 橋梁長寿命化修繕事業 野尻向橋修繕工事 78, 834 千円

財源内訳 国庫補助金 : 39, 309 千円

村債 : 39, 400 千円

一般財源 : 125 千円

- 村道調査設計業務 19, 369 千円

- ・ 庭の畑橋予備設計業務

委託料 : 19, 184 千円 負担金 : 185 千円

○ 主な村道維持修繕事業

- ・ 村道浦川一号線法面防護事業 $A=74 \text{ m}^2$ 8, 052 千円

工事費 : 7, 766 千円 負担金 : 286 千円 (村債 8, 000 千円)

- ・ 村道伊奈川一号線路肩補修事業 $L=43 \text{ m}$ 23, 086 千円

工事費 : 22, 264 千円 負担金 : 822 千円 (村債 23, 000 千円)

- ・ 村道ウッドガードレール取替事業 3, 366 千円

工事費 : 3, 366 千円 (村債 3, 300 千円)

- ・ 兼用側溝整備負担金 2, 200 千円

(県道須原大桑停車場線・県道野尻停車場線)

○ 主な村道新設改良事業

- ・ 村道防護柵設置事業 $L=55 \text{ m}$ 1, 078 千円

工事費 : 1, 034 千円 負担金 : 44 千円 (村債 1, 000 千円)

(単位:円)

款項目	予 算 現 額					計	支出済額	翌 年 度 繰 越 額			不用額	備 考	
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	節			継続費繰越	繰越明許費	事故繰越し			
					区 分								金 額
						13 使用料及び賃借料	1,283,000	1,279,900	0	0	0	3,100	
						17 備品購入費	0	0	0	0	0	0	
						18 負担金補助及び交付金	16,146,000	15,594,728	0	0	0	551,272	
4 農地費	842,000	1,346,000	0	0	2,188,000			1,870,703	0	0	0	317,297	・農地一般経費
						12 委託料	794,000	664,143	0	0	0	129,857	
						13 使用料及び賃借料	1,279,000	1,145,395	0	0	0	133,605	
						15 原材料費	115,000	61,165	0	0	0	53,835	
5 国土調査費	13,304,000	185,000	0	0	13,489,000			13,073,734	0	0	0	415,266	・国土調査事業 ・国調一般職人件費
						2 給料	3,120,000	3,112,200	0	0	0	7,800	
						3 職員手当等	2,303,000	2,097,250	0	0	0	205,750	
						4 共済費	1,074,000	906,802	0	0	0	167,198	
						8 旅費	17,000	0	0	0	0	17,000	
						10 需用費	82,000	79,559	0	0	0	2,441	
						12 委託料	6,850,000	6,841,923	0	0	0	8,077	
						18 負担金補助及び交付金	43,000	36,000	0	0	0	7,000	
6 農業集落排水事業費	60,153,000	0	0	0	60,153,000			57,352,000	0	0	0	2,801,000	・農業集落排水事業会計繰出金
						27 繰出金	60,153,000	57,352,000	0	0	0	2,801,000	
2 林業費	101,780,000	7,507,000	26,870,000	0	136,157,000			127,969,545	0	891,000	0	7,296,455	
1 林業総務費	33,580,000	1,640,000	0	0	35,220,000			32,771,503	0	0	0	2,448,497	・林業総務一般経費 ・林務一般職人件費 ・森林環境整備基金
						2 給料	11,430,000	11,413,900	0	0	0	16,100	
						3 職員手当等	7,049,000	6,955,215	0	0	0	93,785	
						4 共済費	3,760,000	3,544,180	0	0	0	215,820	
						8 旅費	13,000	13,000	0	0	0	0	
						10 需用費	105,000	94,627	0	0	0	10,373	
						11 役務費	36,000	35,588	0	0	0	412	
						12 委託料	11,011,000	8,947,400	0	0	0	2,063,600	

位置図

